

本会議のあらまし

令和元年館林市議会第3回定例会は、9月6日から25日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、報告1件、議案22件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決、認定されました。その他、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任についてII固定資産評価審査委員会委員の石原英樹さん(新宿二丁目)の任期が、本年9月15日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、

地方税法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽教育委員会委員の任命についてII教育委員会委員の大石和彦さん(本町二丁目)の任期が、本年9月30日をもって満了となることから、後任に中村研司さん(仲町)

を任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
▽館林市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例

II これら2条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、第1号条例では、パ

1トタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を、第2号条例では、フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当に関する規定を設けるため、本2条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例II会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の任用、服務規律等の規定の整備を行い、適切な運用を図るため、関係条例において所要の改正をしようとするもので、全員一致で可決されました。

▽消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例II本年10月1日から、消費税及び

地方消費税の合計税率が8%から10%に改定されることに伴い、使用料等に消費税等相当額を加算するため、関係条例において所要の改正をしようとするもので、賛成多数で可決されました。

条例の改正

▽館林市基金条例の一部を改正する条例II森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本市に譲与される森林環境譲与税を積み立てる基金を設置するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例II会計年度任用職員制度が導入されるため、及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法が一部改正されることに伴い、退職手当の支給対象者からパートタイムの会計年度任用職員を除く関係規定の改正、並

びに成年被後見人及び被保佐人が職員の欠格条項から除かれ、職員が成年被後見人又は被保佐人に至った場合に当然に失職することがなくなること踏まえた関係規定の改正をしようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例II会計年度任用職員制度が導入されるため、併せて非常勤職員に係る育児休業制度の整備を図り、職員の福祉を増進するとともに行政の円滑な運営に資するよう、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例II成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法が一部改正されることに伴い、職員が成年被後見人又は被保佐人に至った場合に当然に失職することがなくなること

